

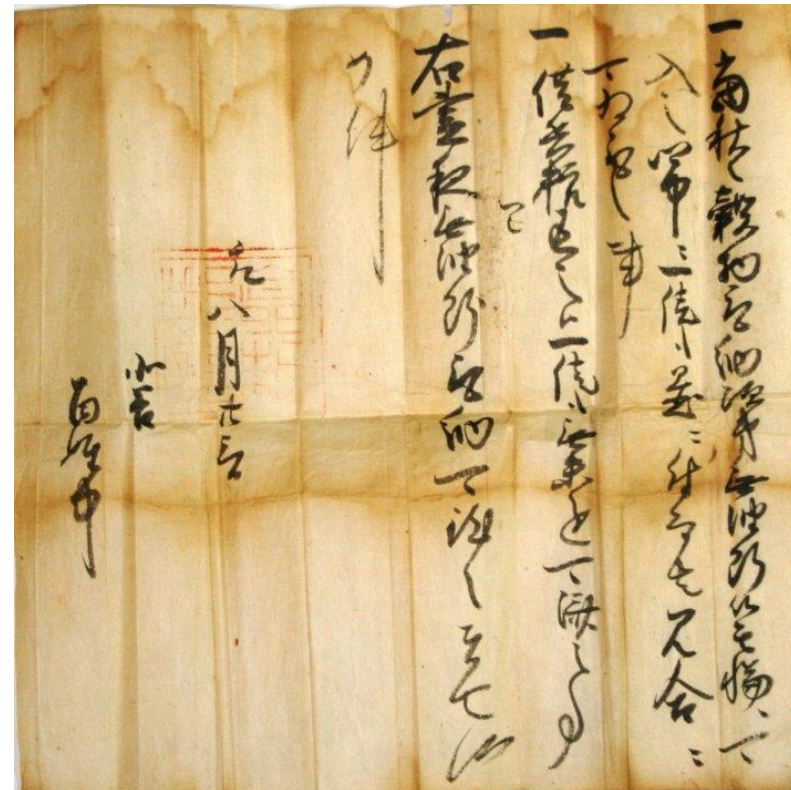
北条氏邦朱印状

天正 15 年(1587) 8 月 23 日

箕輪城主北条氏邦が、この年収穫する穀物を収納しだい残らず箕輪城に搬入すること、借兵糧は 1 俵も未納がないようにすることを、北谷（三波川谷）百姓に命じた文書です。天正 15～16 年初めにかけて豊臣政権と対立を深めた北条氏が、豊臣軍来攻に備え、村や民衆に対して戦争協力を求めた状況がうかがえます。

北条氏の領国支配は、支城を中心とした「領」を単位に進められました。西上野では箕輪城（高崎市箕郷町）に北条氏邦が在城して箕輪領が形成され、領国化が進められました。

飯塚馨家文書 P8214 No.12289



北条氏邦朱印状

(天正十五年・一五八七)

《釈文》

一当秋之穀物取納次第、無「油断」箕輪「可」

入「之」、郷中「一俵も置」付而者、見合「

可」為「取」之事

一借兵糧有「之候」、一俵も無「未進」可「済」之事

以上

右、昼夜無「油断」取納可「致」之者也、仍

如「件」、

(天正十五年)

(北条氏邦朱印「翁邦抱福」)

亥 八月廿三日

北谷

百姓中

《読み下し文》

一 当秋の穀物取り納め次第、油断（ゆだん）無く箕輪へこれを入れるべし、郷中（ごうちゅう）に一俵も置くに付いては、見合（みあい）にこれを取らすべき事

一 借兵糧（かりひようろう）これ有り候、一俵も未進（みしん）無くこれを済ますべき事

以上

右、昼夜油断無く、取り納めこれを致すべきもの也、仍つて件の如し、

亥

八月二十三日 (北条氏邦朱印「翁邦抱福」)

北谷

百姓中

【飯塚馨家文書 P 八二二四 No. 二二三八九】